

保護者 各位

いわき湯本高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お知らせ）

このことについて、令和4年5月13日（金）に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県の独自対策「感染拡大防止重点対策」が令和4年5月15日（日）をもって解除され、同月16日（月）から31日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

これを受けて、本県における子供の感染状況も踏まえ、県教育委員会は「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準“レベル2”の対応を、令和4年5月16日（月）から同月31日（火）までの間継続するが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染対策を行った上で実施可能としました。また、県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、学びを継続するために学校内外における感染対策を徹底することとしました。

つきましては、令和4年4月18日付け保護者宛文書においてお示した新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本校の対応について、下記のとおりとし、令和4年6月1日（水）以降の対応については、改めてお知らせします。御理解と御協力をお願いいたします。

なお、感染状況の変化等により、今後、変更となる場合があります。

記

1 対象期間 令和4年5月16日（月）～令和4年5月31日（火）

2 本校における基本的な感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策を徹底します。

- ①登下校時及び在校時（運動時は除く。）、原則としてマスクを着用（不織布マスクを推奨します。特に会話時には必ずマスクを着用すること、また、正しい方法でマスクを着用することを徹底します。）
- ②こまめな手洗い、手指消毒（特に多くの生徒が手を触れる箇所は定期的に消毒します。）
- ③こまめな換気（教室や職員室等の窓を開けるなど、気候上可能な限り、常時換気に努めます。）
- ④身体的距離の確保

(2) 健康観察を徹底します

ご家庭におきまして、毎朝の検温を必ずお願いします。

- ①毎朝、体温・体調チェックシートに記入し、決められた日時まで担任に提出してください。
- ②風邪のような症状、発熱、強い怠さ、息苦しさ、喉の違和感等の症状がある場合には、必ず「かかりつけ医等の身近な医療機関」または「受診・相談センター」（0120-567-747）に相談してください。
- ③生徒が風邪のような症状や発熱等の症状がある場合は無理をせず、自宅で休養することを徹底してください。出席停止扱いとします。また、同居する家族等に風邪のような症状や発熱等がある場合も同様の対応をお願いします。出席停止扱いとしますので学校まで御連絡ください。
- ④登校時や登校後に生徒に風邪症状が見られた場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養することを徹底します。
- ⑤登下校時の感染拡大防止のため、保護者による送迎が可能であれば、御協力をお願いします。
- ⑥健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）により抵抗力を高めるように努めます。

御家庭の御協力をお願いします。

- (3) 「感染リスクの高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とします。
- (4) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染対策を行った上で徐々に実施します。
- (5) 生徒、教職員で陽性者が判明し学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止します。
- (6) 飲食場面では、十分な換気を行います。また、対面としないことや黙食を徹底し、会話をする際はマスクを着用することや飲食中の身体的距離の確保を徹底します。
- (7) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS 等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないこと等、差別や偏見の防止のための指導を徹底します。

3 学校行事等について

- (1) 宿泊を伴う学校行事については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
- (2) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止することとしますが、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。
- (3) 他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施します。
- (4) 部活動における部室利用について、室内が密とならないよう使用し、部室内の換気、清掃等も徹底します。
- (5) 下校時等の会食は控え、会話の際はマスクの着用を徹底します。
- (6) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めます。
- (7) 感染リスクの高い行動を控えるよう指導します。

4 家族における基本的な感染症対策について

- (1) 同居する家族等も毎日健康状態を確認するよう、御協力をお願いします。
- (2) 家庭内における感染症対策についても、「新型コロナ感染対策家庭内総点検チェックリスト」を活用し、感染予防方法について改めてご家族で確認するなど、御協力をお願いします。
- (3) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合など、家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスクの着用等の感染症対策を徹底してください。

5 連絡体制について

- (1) 生徒本人や同居している家族等が PCR 検査等を行った場合は、必ず学校まで御連絡ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急ぎ周知する必要がある場合は、一斉メールや学校ホームページ等で生徒・保護者の皆様にお知らせします。

6 組織的な取組の徹底

- (1) 上記 1～5 の対策を真に徹底するため、学校全体で組織的に取り組みます。
- (2) 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策の徹底を図ります
- (3) 地域の感染拡大状況に応じ、機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施、少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫、部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直しについて検討します。